平成２４年（フ）第３３９号
愛知県岡崎市日名南町12番地１　ビューラーみつわ302、前住所愛知県岡崎市東大友町字松花50番地１　第３大友ハイツ102
債務者　曽根いづみ（旧姓松井）
１　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　米田　聖志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
新潟県新発田市大栄町１丁目３番13号、住民票上の住所新潟県新発田市住吉町２丁目７番３号
債務者　石山　貞克
１　決定年月日時　平成24年10月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉村　一洋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月30日午後１時10分
５　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第２３２８号
横浜市都筑区荏田東４丁目19番１号　シャンヴェール301号
債務者　向山　一男
１　決定年月日時　平成24年10月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　彌重　仁也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午後１時10分
５　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８４９号
横浜市都筑区荏田東４丁目19番１号　シャンヴェール301号
債務者　向山　智美（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成24年10月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　彌重　仁也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午後１時10分
５　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４４８４号
大阪市都島区大東町３丁目９番８―804号、事業所所在地大阪市都島区東野田町４―２―23
債務者　ポーラＣａｔ’ｓ　ｅｙｅこと　麻　幸江
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７２８号
大阪市西成区玉出西１丁目１番４―406号
債務者　髙橋　祐美（旧姓大川）
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８３３号
大阪府摂津市鳥飼野々１丁目27番20号
債務者　小川　仁志
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８６７号
大阪市住吉区殿辻１丁目７番５号
債務者　明石　勇次
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０００号
大阪府吹田市穂波町25番５号
債務者　市丸瑞慧こと　ロウ　スィ　フェイ
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０２０号
大阪市西成区南津守４丁目１番５―1016号
債務者　吉田美紀子（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１１８号
大阪府枚方市走谷１丁目13番22号
債務者　松尾　直樹
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１３４号
大阪府八尾市荘内町１丁目１番33―206号
債務者　望月美惠子
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１５４号
大阪市東住吉区矢田２丁目24番３号　マーキュリー東住吉Ａ棟101号、前住所大阪市淀川区三津屋北３丁目１番10―210号
債務者　内藤　了造
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１９３号
大阪市都島区大東町１丁目７番26号
債務者　松本　康弘
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１９７号
大阪府守口市梶町３丁目18番４号
債務者　名田　美樹
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２００号
大阪府茨木市寺田町９番８号
債務者　佐藤　美鈴
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２０３号
大阪府守口市南寺方東通５丁目22番31―Ａ901号
債務者　奥手　公子
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部